



統計法 × 個人情報保護法

令和6年6月20日

第8回情報法制シンポジウム

JILIS 上席研究員・長崎県立大学 教授

横山 均

自己紹介

1986年～2020年に中央省庁(霞が関)に一貫して勤務し、20ほどの法律案を作成。

(統計法、個人情報保護法、情報公開法、独立行政法人通則法 等)

2020年7月に内閣官房 行政改革推進本部 事務局長を最後に退官。

同月に長崎県立大学 地域創造学部 実践経済学科 教授(JILIS上席研究員)。

財政学、日本経済等を講義。 できれば教育と研究のねじれを解消したい...

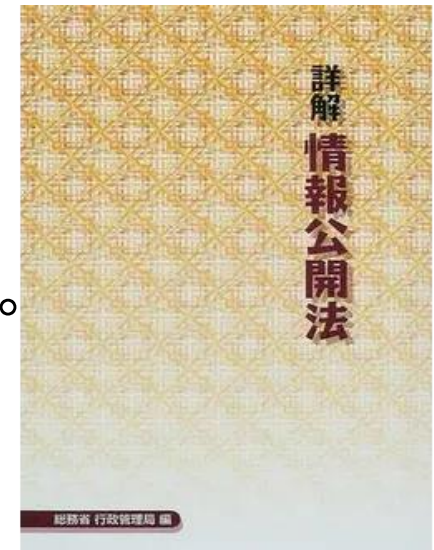
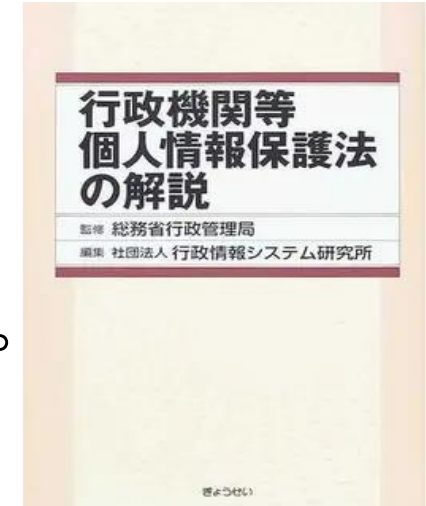
長崎県情報公開審査会会長等 53の審査会等の会長・委員を歴任。

本学の2022年度実績評価:本学部最優秀教授。2023年4月から学科長。

第一法規『個人情報保護の実務(加除式)』実務Q & Aや『I P』に執筆中。

内容は、『コンシェルジュデスク 情報公開・個人情報保護Web』に反映。

詳細は、長崎県立大学HP <https://sun.ac.jp/researchinfo/hyokoyama/>



目次

I 旧統計法①②

- 調査票情の様式の例(国勢調査調査票)
- ミクロデータ(調査票情報)のイメージ

II 旧統計法×旧電算処理法①②

III 旧統計法×旧行個法・旧独個法①②

IV 新個情法と新統計法の目的規定

V 新統計法における調査票情報に対する規律①～⑩

VI 新統計法×官民データ活用推進基本法①～③

- オンサイト

VII 新統計法×新個情法①～⑤

VIII ドイツ連邦憲法裁判所国勢調査法一部違憲判決①～③

IX 新統計法×文書提出命令①②

X 統計の真実性

I 旧統計法①

①戦前・戦中の統計は、国策のために歪められた。

国際及び国内状況に対する客観的な認識のために必要となる統計を欠いていた。

統計が、国民の目から隠されていた。

⇒国の基本政策を誤らしめた。

②昭和22年に公布された旧統計法の目的は、統計の真実性を確保することである。

統計法（昭和22年法律第18号）

朕は、帝国議会の協賛を経た統計法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

（法の目的）

第1条 この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、

統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

I 旧統計法②

③統計制度の確立に尽力した吉田茂のエピソード

敗戦の年の冬の日本は、「国民総乞食」。

農林省は、450万トンの食糧が足りないと試算。

新聞は、数百万の餓死者が出ると報じた。

当時の吉田外相は、この数字を基に、マッカーサー元帥に会い、食糧の放出を依頼。

しかし、マッカーサーは、70万トンしか渡さなかった。

昭和21年春、マッカーサー元帥「吉田君、君は僕にウソをついたね。」

70万トンしか渡さなかったが、餓死者は出なかった。日本の統計はデタラメだ」

吉田「当たり前だ。統計が正確なら、あんなバカげた戦争はしない。」

統計どおりいけば、こっちの勝ちいくさだった」



調査票の様式の例(国勢調査調査票)

○調査票 (旧統計法第15条及び第15条の2)

個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載された統計調査関係文書(電磁的記録を含む。)

○調査票情報(新統計法第2条第11項)

統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているもの。

電話番号	- -
わからないことがあった場合 問合せに利用いたします	

ご記入ありがとうございました



国勢調査調査票 (拡大文字)

令和2年10月1日

秘

基幹統計調査



国勢調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

【調査員記入欄】世帯では 下の欄には記入しないでください

市区町村コード	調査区番号		世帯番号		
[] [] [] []	[] [] [] - [] - [] []		[] [] []		
この世帯の調査票	[]	冊のうち	[]	冊目	
世帯の種類	一般世帯 (一人世帯 会社等の 単身者の同居者を含む)	学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒	病院・療養所 の入院者	老人ホーム等 の社会施設 の入所者	その他
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅の建て方	一戸建	長屋建 (テラスハウス を含む)	共同住宅 (アパート・ マンションなど)	その他	建物全体の階数
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	階
				[]	この世帯の住宅がある階
				階建	階

世帯では 次のページから記入してください

世帯について

調査票が2冊以上にわたる場合は
1冊目のみに記入してください

○ 答えを記入する欄が の場合は
当てはまる に のように記入してください

1 世帯員の数

- ふだん住んでいる人
全員の人数を書いて
ください

総数

人

男

人

女

人

2 住居の種類

持ち家

都道府県・
市区町村営
の賃貸住宅

都市再生機構・
公社等
の賃貸住宅

民営の
賃貸住宅

給与住宅
(社宅・公務
員住宅など)

住宅に
間借り

会社等の
独身寮・
寄宿舍

その他

世帯員全員について

世帯員ごとに記入してください

○ 答えを記入する欄が の場合は
当てはまる に のように記入してください

<p>3 氏名及び男女の別</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ふだん住んでいる人をもれなく書いてください 	<p>1</p> <p>(氏名)</p> <p>男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/></p>	<p>2</p> <p>(氏名)</p> <p>男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/></p>																																																
<p>4 世帯主との続き柄</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父母・兄弟姉妹に含めます ● 孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます 	<table border="0"> <tr> <td>世帯主 又は 代表者</td> <td>世帯主 の 配偶者</td> <td>子</td> <td>子の 配偶者</td> <td>世帯主 の父母</td> <td>世帯主の 配偶者 の父 母</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>祖父母</td> <td>兄弟 姉妹</td> <td>他の 親族</td> <td>住み込み の雇人</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	世帯主 又は 代表者	世帯主 の 配偶者	子	子の 配偶者	世帯主 の父母	世帯主の 配偶者 の父 母	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	孫	祖父母	兄弟 姉妹	他の 親族	住み込み の雇人	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<table border="0"> <tr> <td>世帯主 又は 代表者</td> <td>世帯主 の 配偶者</td> <td>子</td> <td>子の 配偶者</td> <td>世帯主 の父母</td> <td>世帯主の 配偶者 の父 母</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>祖父母</td> <td>兄弟 姉妹</td> <td>他の 親族</td> <td>住み込み の雇人</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	世帯主 又は 代表者	世帯主 の 配偶者	子	子の 配偶者	世帯主 の父母	世帯主の 配偶者 の父 母	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	孫	祖父母	兄弟 姉妹	他の 親族	住み込み の雇人	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
世帯主 又は 代表者	世帯主 の 配偶者	子	子の 配偶者	世帯主 の父母	世帯主の 配偶者 の父 母																																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																													
孫	祖父母	兄弟 姉妹	他の 親族	住み込み の雇人	その他																																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																													
世帯主 又は 代表者	世帯主 の 配偶者	子	子の 配偶者	世帯主 の父母	世帯主の 配偶者 の父 母																																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																													
孫	祖父母	兄弟 姉妹	他の 親族	住み込み の雇人	その他																																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																													
<p>5 出生の年月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください ● 年を西暦で記入する場合は 西暦年の4桁を書いてください 	<p>明治 大正 昭和 平成 令和 西暦</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>.....</p> <p>.....年 月</p>	<p>明治 大正 昭和 平成 令和 西暦</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>.....</p> <p>.....年 月</p>																																																

<p>6 配偶者の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出の有無に関係なく記入してください 	<p>未婚 (幼児などを含む)</p> <p>配偶者あり</p> <p>死別</p> <p>離別</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>未婚 (幼児などを含む)</p> <p>配偶者あり</p> <p>死別</p> <p>離別</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>7 国籍</p> <ul style="list-style-type: none"> 国籍を記入し 外国 の場合は 国名も書いてください 	<p>日本</p> <p>外国</p> <p>(国名)</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> →</p>	<p>日本</p> <p>外国</p> <p>(国名)</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> →</p>
<p>8 現在の場所に 住んでいる期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください 	<p>出生時から</p> <p>出生時から以外</p> <p>1年未満 1年5年未満 5年10年未満 10年20年未満 20年以上</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>↓ ↓ ↓</p> <p>10欄へ (10ページへ) 9欄へ (8ページへ) 10欄へ (10ページへ)</p>	<p>出生時から</p> <p>出生時から以外</p> <p>1年未満 1年5年未満 5年10年未満 10年20年未満 20年以上</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>↓ ↓ ↓</p> <p>10欄へ (10ページへ) 9欄へ (8ページへ) 10欄へ (10ページへ)</p>

9 5年前（平成27年10月1日）にはどこに住んでいましたか

●平成27年10月1日より後に生まれた人については出生後にふだん住んでいた場所を記入してください

●5年前に同じ市内の他の区に住んでいた場合は**他の区・市町村**に記入してください

●**他の区・市町村**の場合は都道府県・市区町村名も書いてください
(東京都区部と政令指定都市の場合は**区名**まで)

現在と同じ場所 同じ区・市町村内の他の場所 他の区・市町村 外国

(住んでいた場所を記入)

都道府県

市郡

区町村

現在と同じ場所 同じ区・市町村内の他の場所 他の区・市町村 外国

(住んでいた場所を記入)

10 教 育

- 現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで 矢印に従って記入してください
- **在学中**の人はその学校について **卒業**の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください
- 専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください

在学中 卒業

未就学

↓

小	学	<input type="checkbox"/>
中	学	<input type="checkbox"/>
高	校・旧	<input type="checkbox"/>
短	大・高	<input type="checkbox"/>
大	学	<input type="checkbox"/>
大	学	<input type="checkbox"/>

↓

幼	稚	園	<input type="checkbox"/>
保	育	園・保	<input type="checkbox"/>
認	定	こ	<input type="checkbox"/>
乳	児	・	<input type="checkbox"/>
そ	の	他	<input type="checkbox"/>

在学中 卒業

未就学

↓

小	学	<input type="checkbox"/>
中	学	<input type="checkbox"/>
高	校・旧	<input type="checkbox"/>
短	大・高	<input type="checkbox"/>
大	学	<input type="checkbox"/>
大	学	<input type="checkbox"/>

↓

幼	稚	園	<input type="checkbox"/>
保	育	園・保	<input type="checkbox"/>
認	定	こ	<input type="checkbox"/>
乳	児	・	<input type="checkbox"/>
そ	の	他	<input type="checkbox"/>

11 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか

- **仕事**とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます
- **通学**には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます
- 幼稚園又は保育所などに通っている場合は **その他**に記入してください

主に仕事
家事などのほか仕事
通学のかたわら仕事

↓

12欄へ
(12ページへ)

少しも仕事をしなかった人

↓

- 仕事を休んでいた → 12欄へ (12ページへ)
- 仕事を探していた → 記入おわり
- 家事 → 記入おわり
- 通学 → 12欄へ (12ページへ)
- その他 → 記入おわり (幼児や高齢など)

主に仕事
家事などのほか仕事
通学のかたわら仕事

↓

12欄へ
(12ページへ)

少しも仕事をしなかった人

↓

- 仕事を休んでいた → 12欄へ (12ページへ)
- 仕事を探していた → 記入おわり
- 家事 → 記入おわり
- 通学 → 12欄へ (12ページへ)
- その他 → 記入おわり (幼児や高齢など)

就業者・通学者について

世帯員ごとに記入してください

○ 11欄で仕事を休んでいたに記入した人は12～16欄にその休んでいた仕事について記入してください

12 従業地又は通学地

- 仕事も通学もしている人は 仕事をしている場所について記入してください
- 同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は **他の区・市町村** に記入してください
- **他の区・市町村**の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください
(東京都区部と政令指定都市の場合は**区名**まで)

1	自宅 (住み込みを含む)	同じ区・市町村	他の区・市町村
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	↓	↓	↓ (通勤・通学の場所を記入)
	14欄へ (14ページへ)	13欄へ	
都道府県	[]		
市郡			
区町村			

2	自宅 (住み込みを含む)	同じ区・市町村	他の区・市町村
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	↓	↓	↓ (通勤・通学の場所を記入)
	14欄へ (14ページへ)	13欄へ	
都道府県	[]		
市郡			
区町村			

13 従業地又は通学地までの利用交通手段

- 二つ以上の交通手段を利用している場合は 該当するものすべてに記入してください

徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先・ 学校の バス
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自家用車	ハイヤー タクシー	オート バイ	自転車 その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先・ 学校の バス
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自家用車	ハイヤー タクシー	オート バイ	自転車 その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

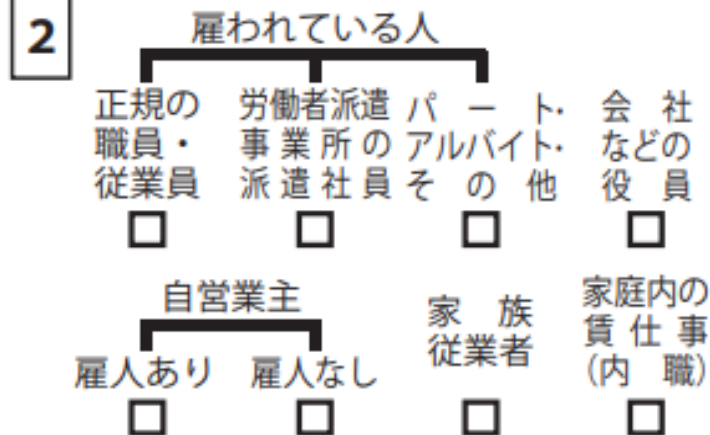
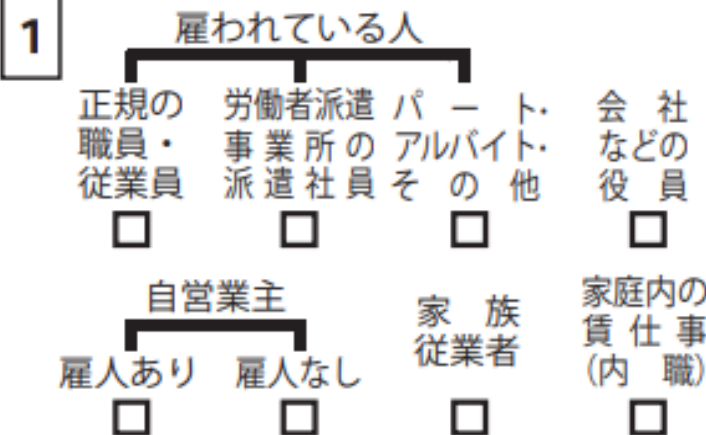
就業者について

世帯員ごとに記入してください

○ 11欄で**通学**に記入した人は14～16欄には記入の必要はありません

14 勤めか 自営かの別

- **労働者派遣事業所の派遣社員**とは労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます
- **パート・アルバイト・その他**には契約社員 嘱託なども含めます
- **自営業主**とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む) や自由業の人をいいます



15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容

- 仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称を書いてください(官公庁は課名まで)
- その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください
- 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先(実際に仕事をしている事業所)について書いてください

勤め先・業主などの名称

事業の内容

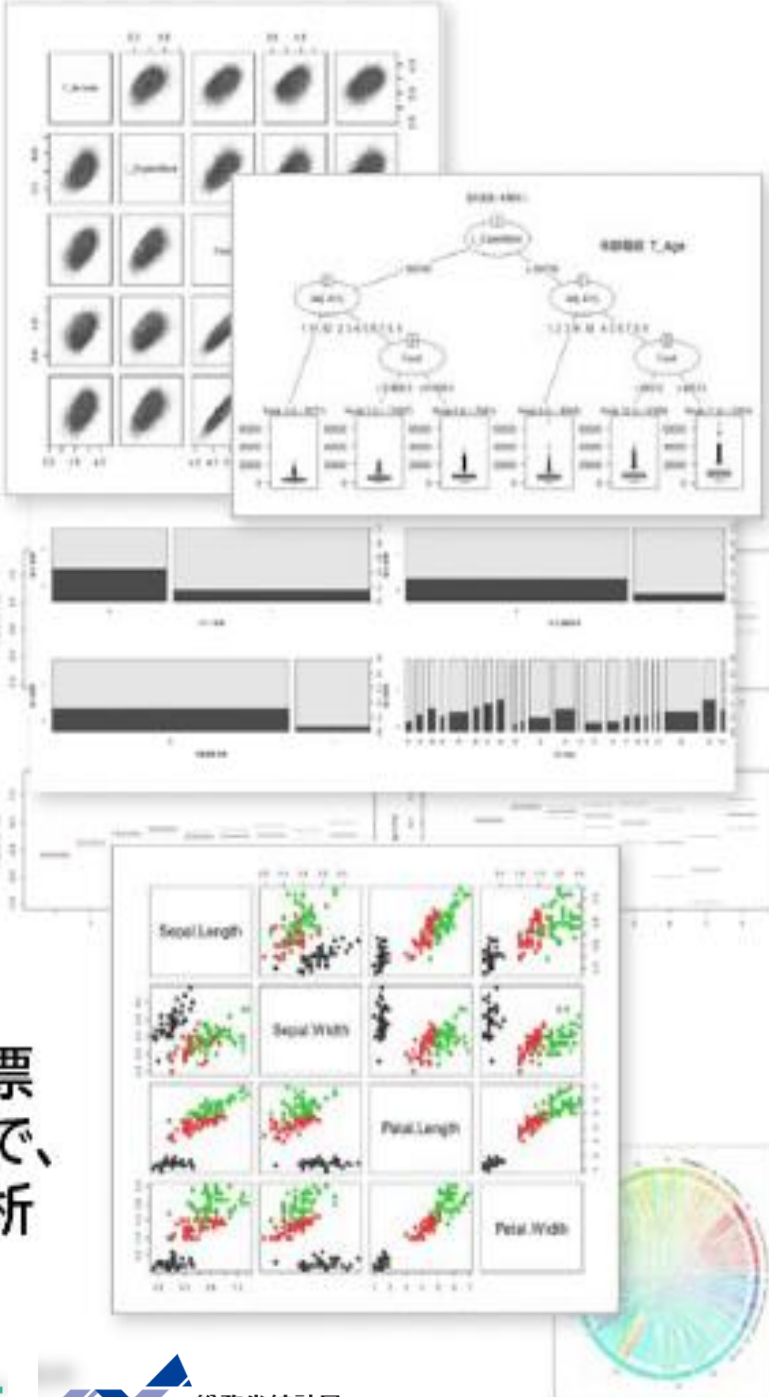
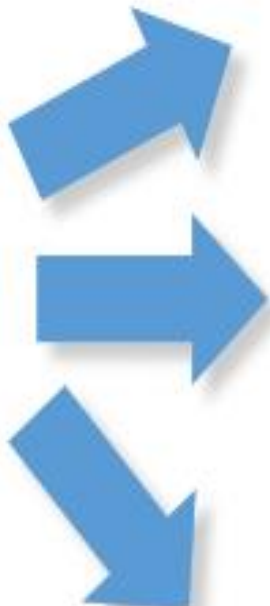
15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の10～15ページの書き方の例を参考にして くわしく書いてください

16 本人の仕事の内容

- 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください

マイクロデータ（調査票情報）のイメージ

Weight	Y_Income	L_ExpendiFood	Housing	LFW	Furniture	Clothes	Health	Transport	Education	
895.2667	3917	201649	47756	16028	9652	6702	8088	726	21546	0
895.2667	6675	166381	34054	7416	26313	17062	6989	7637	20773	0
895.2667	6706	259736	84501	1927	10082	6741	5090	11015	53372	0
895.2667	2790	114511	41664	730	22358	5413	1205	5049	17411	0
895.2667	2577	193505	56981	3779	28747	4812	4243	751	16435	0
895.2667	3452	152109	34924	3418	8131	4164	6970	4247	47698	0
895.2667	3233	136900	49956	203	15429	3659	22843	4365	6684	0
895.2667	9252	192439	68882	2832	23042	2598	5714	2052	37006	0
895.2667	2359	138415	53591	753	13072	5140	1786	5416	11593	0
895.2667	2059	79179	32853	14134	7977	3017	2364	1607	7630	0
895.2667	2324	243835	60528	28118	16392	4652	10759	37060	17666	0
895.2667	4524	241539	104433	5253	40637	7711	13833	3853	43003	0
895.2667	4415	207854	95504	7687	13801	19702	7239	3939	9547	0
895.2667	4162	185110	59798	565	12146	14552	12301	2486	26726	0
895.2667	16647	219935	81572	3704	21164	4944	10282	6573	7103	0
977.1795	6760	176625	43112	5013	11780	1697	3008	4836	12295	848
977.1795	6614	130803	32336	3149	14723	21002	12075	3447	24273	140
977.1795	6849	395294	66755	9524	19962	19777	10598	7398	56370	80
977.1795	6813	284803	86655	13479	15121	22966	1134	3649	84535	551
977.1795	6595	260459	46614	1646	15044	6415	16207	3709	76074	69



マイクロデータとは
集計前の個々のデータ

マイクロデータ（調査票情報）を用いることで、より自由で多様な分析が可能になります。

Ⅱ 旧統計法×旧電算処理法①

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律

(昭和63年法律第95号)

⇒統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律 (昭和63年法律第96号)

統計調査により集められた個人情報は、旧行政機関電算処理個人情報保護法の規定は、適用しない。

(理由)

- 1 統計調査に係る個人情報は、統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提である。
- 2 指定統計調査については、**秘密保護や統計上の目的以外の制限**の規定がある。
- 3 **指定統計調査以外の統計調査についても、法改正により2と同様の規定等を整備した。**

Ⅱ 旧統計法×旧電算処理法②

○調査票情報等の保護 紫字は昭和63年の法改正により追加。[緑字]は改正前。

1 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。(第14条)

2 何人も、統計調査[指定統計調査]により集められた調査票(統計報告)を、統計上の目的以外に使用してはならない。(第15条第1項及び第15条の2)

指定統計を作成するために集められた調査票については、総務庁長官の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。(第15条第2項)

3 統計調査の実施者は、調査票(統計報告)その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。(第15条の3)

4 指定統計調査に関する事務に従事する者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は10万円以下[5千円以下]の罰金に処する。(第19条の2第1項)

Ⅲ 旧統計法×旧行個法・旧独個法①

○行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について
(平成13年10月26日 行政機関等個人情報保護法制研究会)

行政機関個人情報保護法(行個法)においても、統計調査に係る個人情報を適用除外とする。

(理由)

- 1 統計調査に係る個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用、提供される。
- 2 統計上の目的以外での調査票の使用が厳しく制限されていること等、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が、統計法等において整備されている。
- 3 統計調査については、**国の行政機関のみでなく地方公共団体も調査実施者となっており、統計法等の体系に従って一体的な管理運営の下に行われている。**

Ⅲ 旧統計法×旧行個法・旧独個法②

行個法案・独個法案の各府省協議(平成14年2・3月)

総務省行政管理局は、統計調査に係る個人情報にも行個法・独個法の適用を検討。

総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したもの > 統計の作成又は統計的研究(統計の作成等)

(※情報公開法では、統計調査に係る個人情報を適用除外としていない。)

総務省統計局統計基準部(現総務省政策統括官)は、統計法を改正して、統計調査に係る個人情報の取扱いに対する規律を整備することを確約した。

総務省行政管理局は、行個法・独個法の施行(当初平成16年を予定、廃案のため平成17年)までに新統計法案を国会に提出することを条件に、行政機関及び日銀(届出独立行政法人等)が行う統計調査に係る個人情報を全部適用除外とした。

※新統計法は、平成19年に国会に提出。

IV 新個人情報法と新統計法の目的規定

	個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号)	統計法(平成19年法律第53号)
状況認識	デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること	公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であること
規定内容の基本となる枠組	個人情報の適正な取扱いに関し、 ①基本理念及び政府による基本方針の作成 その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項 ②国及び地方公共団体の責務等 ③個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の特性に応じて遵守すべき義務等	公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項
目的	行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること	①公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図ること ②国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること ※旧法は「統計の真実性の確保」

V 新統計法における調査票情報に対する規律①

規律が適用される場合	規 律
1 行政機関及び日本銀行並びに都道府県及び政令指定都市が、実施した統計調査に係る調査票情報を取り扱う場合の規律 (市町村には非適用)	①調査票情報の適正管理(第39条) ②調査票情報の目的外の利用・提供の禁止(第40条第1項) ③守秘義務(第41条) ④罰則(第57条第1項第2号及び第59条第1項)
2 行政機関及び日本銀行が、実施した統計調査に係る調査票情報を利用・提供できる場合の規律 (地方公共団体には非適用)	1) 調査票情報の二次利用(第32条) 2) 調査票情報の提供(第33条) 3) 公的機関等以外に提供する場合の義務(第33条)
3 行政機関及び日本銀行から調査票情報の提供を受けた者に対する規律 (地方公共団体から調査票情報の提供を受けた者には非適用)	①調査票情報の適正管理(第42条第1項第1号及び第2項) ②③守秘義務及び目的外の利用・提供の禁止(第43条) ④罰則(第57条1項3号及び第59条第2項)

V 新統計法における調査票情報に対する規律②

1 行政機関及び日本銀行(指定独立行政法人等)並びに都道府県及び政令指定都市が、自ら実施した統計調査に係る調査票情報を取り扱う場合の規律

①調査票情報の適正管理(第39条) 📌義務

統計調査に係る調査票情報の適正管理措置を講じなければならない。

新個情法第66条の安全管理措置に相当。

※調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者にも、①③④の規律がかかる。

②調査票情報の目的外の利用・提供の禁止(第40条第1項) 📌義務

統計調査の目的以外の目的のために、統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

新個情法第69条の利用及び提供(相当の利用)の制限より限定的。

V 新統計法における調査票情報に対する規律③

③守秘義務（第41条） 📌義務

業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の**秘密**を漏らしてはならない。

新個人情報法第67条の従事者の義務の対象は、個人情報であり、限定的。

④罰則（第57条第1項第2号及び第59条第1項） 📌罰則

業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（第57条第1項第2号）

新個人情報法第176条の罰則に相当。

調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（第59条第1項）

新個人情報法第180条の罰則に相当。

V 新統計法における調査票情報に対する規律④

2 行政機関及び日本銀行(指定独立行政法人)が、自ら実施した統計調査に係る調査票情報を提供できる場合の規律

①調査票情報の二次利用(第32条) 制限の解除

行政機関の長又は日本銀行は、次の i 又は ii の場合には、調査票情報を利用することができる。

- i 統計の作成又は統計的研究(統計の作成等)を行う場合
- ii 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

新個人情報法第69条の利用及び提供(相当の利用)の制限より厳格。

V 新統計法における調査票情報に対する規律⑤

②調査票情報の提供（第33条、規則第10条及び第11条第1項） 制限の解除

次の i ~ iv の場合に求めに応じ調査票情報を提供することができる。（第33条第1項）

i 行政機関等、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（**公的機関等**）が、**統計の作成若しくは統計的研究（統計の作成等）**又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合

ii 公的機関等から委託され、又は公的機関等と共同して、統計の作成等を行う場合

iii 公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う場合

iv 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等のほか、ii と同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等を行う場合

新個人情報法第69条の利用及び提供の制限（相当の理由）より厳格。

V 新統計法における調査票情報に対する規律⑥

③公的機関等以外に提供する場合(② ii ~ iv)の義務(その1) 📌義務

調査票情報の提供を受けた者は、行政機関の長と同様に、調査票情報の適正管理措置が講じられている必要がある。(第33条、規則第11条第1項)

行政機関の長又は日本銀行は、調査票情報の提供をした後1月以内に、次のア~オの事項を公表しなければならない。(第33条第2項、規則第12条及び第13条)

ア 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

イ 調査票情報に係る統計調査の名称

ウ 調査票情報を提供した年月日

エ 調査票情報の提供を受けた者の職業、所属等

オ 調査票情報の利用目的

V 新統計法における調査票情報に対する規律⑦

③公的機関等以外に提供する場合(② ii ~ iv)の義務(その2) 📌義務

調査票情報の提供を受けた者が統計の作成等を行ったときは、作成した統計又は行った統計的研究の成果のほか、次のエを報告し、行政機関の長又は日本銀行は、次のア～エを公表するものとする。(第33条第3項及び第4項、規則第14条第1項)

- ア 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
- イ 提供した調査票情報に係る統計調査の名称
- ウ 作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要
- エ 報告書及び調査票情報に係る管理簿

調査票情報を提供する場合に提供元と提供先に新個情法にない義務を課している。

V 新統計法における調査票情報に対する規律⑧

3 行政機関及び日本銀行(指定独立行政法人)から調査票情報の提供を受けた者に対する規律

①調査票情報の適正な管理(第42条第1項第1号及び第2項) 義務

調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

⇒調査票情報の提供を受けた者から調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者について準用する。

個人データについては新個人情報法第23条の安全管理措置、保有個人情報については第66条の安全管理措置に相当。

V 新統計法における調査票情報に対する規律⑨

②守秘義務及び目的外の利用・提供の禁止(第43条) 📌義務

ア 調査票情報を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。(第43条第1項第1号)

行政機関等に対する新個人情報法第67条の従事者の義務の対象は、個人情報であり、限定的。

イ 調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。(第43条第2項)

個人情報取扱事業者に対する新個人情報法第17条の利用目的の特定、第18条の利用目的による制限及び第27条の第三者提供の制限より厳格。

行政機関等に対する新個人情報法第69条の利用及び提供(相当の利用)の制限より厳格。

※調査票情報の提供を受けた者から調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者にも、アとイの規律がかかる。(第43条第1項第2号及び第2項)

V 新統計法における調査票情報に対する規律⑩

③罰則(第57条1項3号及び第59条第2項) 罰則

ア その務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(第57条1項3号)

行政機関等に対する新個人情報法第176条の罰則に相当。

イ 調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(第59条第2項)

個人情報取扱事業者の対する新個人情報法第179条の罰則に相当。

行政機関等に対する新個人情報法第180条の罰則に相当。

※調査票情報の提供を受けた者から調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者にも、アとイの罰則がかかる。(第57条1項3号及び第59条第2項)

Ⅵ 新統計法×官民データ活用推進基本法①

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

第11条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

⇒調査票情報を提供する対象の拡大

統計法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）

第33条の2 行政機関の長又は指定独立行政法人等（日本銀行）は、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を相当の公益性を有する統計の作成等を行う者に提供することができる。

※先述のⅤの2及び3の規律は、同様に適用。

VI 新統計法×官民データ活用推進基本法②

○相当の公益性を有する統計の作成等（統計の作成又は統計的研究）

（規則第19条第1項）

1 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次の①～④の要件の全てに該当すると認められるもの（規則第19条第1項第1号）

2 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次の①～④の要件の全てに該当すると認められるもの（規則第19条第1項第2号）

※ 大学等＝大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）

※ 公益法人の統計の作成等は、公益目的事業に該当する場合に限る。

VI 新統計法×官民データ活用推進基本法③

① 調査票情報を学術研究の用(iないしiv)又は大学等の行う教育の用に供することを直接の目的とすること。

i 大学等若しくは公益法人が行う調査研究又はこれらの者が委託し、若しくは共同して行う調査研究に係る統計の作成等

ii 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員が共同して行う調査研究に係る統計の作成等

iii 大学等又は公益法人が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

iv 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等

② 調査票情報を利用して行った研究の成果又は教育内容が公表されること。

③ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

④ 調査票情報の適正管理措置が講じられていること。

オンサイトとは？

オンサイトとは、情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者がマイクロデータを用いて、独自の集計・分析を行うことができる専用室です。現在、オンサイト施設及び利用可能な統計調査の拡充に向けて、関係府省、関係機関等と順次調整しています。



入退室管理や
監視カメラを備えた
オンサイト室



オンサイトでできること

- ・オンサイト内に設置されたPCを用いて、利用申出を行った公的統計のマイクロデータを使った研究分析を行うことができます。
- ・研究者が用意したデータやプログラムも利用することができます。
- ・分析した結果については、セキュリティ保護の観点等から、所定の審査を経た上で提供を受け、利用することができます。

探索的・創造的研究が可能に

■ オンサイト施設一覧



VII 新統計法×新個人情報法①

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)

新個人情報法＝個人情報法、行個法及び独個法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定した。

行政機関又は日銀(指定独立行政法人等)が行う統計調査に係る個人情報については、行個法及び独個法の全部を適用除外していた。

地方公共団体が保有する個人情報は、基本的に当該地方公共団体が定める個人情報保護条例の規定が適用されていた。

ただし、統計法の情報保護の規律が適用される場合については、個人情報保護条例において適用除外を規定することが一般的であった。

Ⅶ 新統計法×新個人情報法②

○改正前の新統計法における行個法及び独個法の適用除外の規定

第52条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。））、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 指定独立行政法人等であって、独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（同条第2項に規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

Ⅶ 新統計法×新個人情報法③

○改正後の新統計法における個人情報法の適用除外の規定

第52条 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。以下この条において同じ。）であって、次に掲げるものについては、同法第5章の規定は、適用しない。

一 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

二 地方公共団体（指定地方公共団体以外の地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の**統計調査条例**（地方公共団体が行う統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この号及び次号において同じ。）に第39条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第2項、第40条第1項、第41条（第2号及び第4号に係る部分に限る。）、第57条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第59条第1項の規定に**相当する規定を設けているものに限る。**）が行った統計調査に係る調査票情報（当該地方公共団体の統計調査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものを除く。）に含まれる個人情報

VII 新統計法×新個人情報法④

- 三 地方公共団体（当該地方公共団体の統計調査条例に第42条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項、第43条、第57条第1項（第3号に係る部分に限る。）並びに第59条第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）が行った統計調査に係る調査票情報（当該地方公共団体の統計調査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものに限る。）に含まれる個人情報
- 四 指定独立行政法人等であって、個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 五 事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報
- 六 第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報

VII 新統計法×新個人情報法⑤

行政機関等	1 調査票情報を取り扱う場合の規律	2 調査票情報の提供を受けた者に対する規律	新個人情報法第5章の適用関係
行政機関及び日本銀行	①適正管理	①適正管理	適用除外
	②目的外の利用・提供の禁止	②目的外の利用・提供の禁止	
	③守秘義務	③守秘義務	
都道府県及び政令指定都市	④罰則	④罰則	1 の場合は、適用除外。2 の者は、統計調査条例で①～④の規律を規定しているときは、適用除外。
政令指定都市以外の市及び町村			統計調査条例で①～④の規律を規定しているときは、適用除外。

注 日本銀行以外の独立行政法人等の保有する調査票情報には、新個人情報法(旧独個法)が適用。

VIII ドイツ連邦憲法裁判所国勢調査法一部違憲判決①

国勢調査法一部違憲判決(1983年12月15日ドイツ連邦憲法裁判所第1法廷判決)

平松毅「自己情報決定権と国勢調査」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』第1版、信山社、1996年、42-48頁

藤原静雄「西ドイツ国勢調査判決における「情報の自己決定権」」『一橋論叢』第94巻、第5号、日本評論社、1985年、728-746頁

1 ドイツ連邦共和国基本法第2条第1項の一般的人格権

何人も、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序又は道德律に違反しない限り、自らの人格の自由な発展を求める権利を有する。

一般的人格権の中核となるのは、自由な自己決定において作用する個人の価値と尊厳であり、自己情報決定権を含む。

自己情報決定権(情報自己決定権)＝情報について自己決定を求める権利 (高木浩光先生)

各人が、自己の個人データの開示及び使用について、原則として自ら決定する権限。

Ⅷ ドイツ連邦憲法裁判所国勢調査法一部違憲判決②

2 1983年国勢調査法第9条の違憲性

①国勢調査の申告は、届出記録簿と照合し、その訂正に利用することができる。

統計目的だけでなく、具体的な目的拘束を受けない行政執行のために利用されることになるため、自己情報決定権を侵害する。

②個人に関係する申告を所管する機関が、任務に必要な限度で、伝達することができる。

具体的に明確に定義された目的であるかを具体的に認識できないため、自己情報決定権を侵害している。

③市町村の援助により調査された個人関係項目は、名前を付すことなく、地方自治体の領域において特定の行政目的のために使用することができる。

どのような具体的な目的のために伝達されるか十分に認識することができないため、一般的人格権を侵害している。

VIII ドイツ連邦憲法裁判所国勢調査法一部違憲判決③

④市長村及び市町村連合は、統計処理のために、氏名を含めて利用することができる。

市町村及び市町村連合では、統計処理の目的拘束を確保する組織がなく、統計処理がその他の行政任務から隔絶されず、**法による使用制限がない**ため、自己情報決定権を侵害している。

我が国では、統計法、統計調査条例又は新個人情報法による使用制限がある。

⑤学術目的のために氏名及び住所を付さず、公務員及び公務のために特別の任務を有する者に伝達することができる。

一般的人格権を侵害しない。

新統計法では、学術目的であっても、統計の作成等(統計の作成又は統計的研究)に限定。

Ⅸ 新統計法×文書提出命令①

全国消費実態調査・文書提出命令事件(最決平成25・4・19日集民243号385頁)

生活扶助の支給額を減額する旨の保護変更決定を受けた相手方らが、地方公共団体を被告として、保護変更決定の取消し等を求め、提訴した。

控訴審において、相手方らは、厚生労働大臣が保護基準の改定の根拠とした統計の集計手法等が不合理であることを立証するため、全国消費実態調査の60歳以上の単身世帯に係る調査票につき、文書提出命令の申立てをした。

本件申立てに関し、総務大臣は、意見聴取手続において、統計行政に対する信頼を損ない、今後の統計調査の実施に著しい支障が生ずることから、公務秘密文書に該当するとして、提出すべき義務を負わない旨の意見を述べた。

※公務秘密文書(民事訴訟法第220条第4号ロ)

公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

Ⅸ 新統計法×文書提出命令②

高裁は、世帯主の氏名、電話番号、住所等を調査票情報から除外すれば、被調査者の特定可能性及び統計行政の運営に支障を来すおそれは抽象的なものにとどまるため、公務秘密文書に該当しないとして、これらを除外した調査票情報の提出を命じた。

最高裁は、これらを除外した調査票情報は、次の①及び②の理由から、公務秘密文書に該当するとして、高裁の決定を破棄した。

①訴訟の審理等を通じて調査票情報の内容を知り得た者は、守秘義務、目的外の利用・提供の禁止等の規制を受けない。このため、被調査者との関係等を通じて調査票情報の一部を知る者において、被調査者を特定して、調査票情報全体を知るに至る可能性がある。

②調査票情報に含まれる個人の情報が保護されることを前提として任意に調査に協力した被調査者の信頼を著しく損ない、被調査者の任意の協力を通じて統計の真実性及び正確性を担保することが著しく困難となることは避け難く、統計業務の遂行に著しい支障をもたらす具体的なおそれがある。

※旧統計法の目的:統計の真実性の確保

X 統計の真実性

1 統計調査環境の悪化

個人情報保護意識の高まりによる報告者の協力意識の低下や、単身世帯の増加などに伴う統計調査をめぐる環境は厳しさを増す。

(平成26年3月25日閣議決定「公的統計の整備に関する基本的な計画」)

2 統計不適切問題

平成28年 繊維流通統計

29年 総務省が統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検を実施

平成30年 毎月勤労統計

31年 統計国会 総務省が基幹統計及び一般統計調査の点検を実施

令和3年 建設工事受注動態統計

※本スライドは、高木浩光先生のほか、総務省 統計研究研修所 水野靖久 所長と榎田直木 統計研修研究官から指摘をいただいた。